

所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改訂により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、治療の実施状況をご報告して参ります。

平成29年度 所定疾患施設療養費 算定状況(平成29年4月～平成30年3月)

厚生労働省の規程に基づき、下記の通り所定疾患施設療養費の算定状況を公表します

肺炎

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	7件	36日	5.1日

尿路感染症

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	13件	82日	6.3日

带状疱疹

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	0件	0日	0.0日

※算定条件

①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、一回に連続する七日を限度とし、月一回に限り算定するものであるため、一月に連続しない一日を七回算定することは認められないものであること。

②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおり。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

独立行政法人地域医療機能推進機構
神戸中央病院附属介護老人保健施設
施設長 大友 敏行